

■市営桜が丘墓園の使用料の減免

【対象】災害により墓地が崩落や全損など一定程度以上の損害を受け、代替の墓地が必要になった人

【必要書類】被災証明書、被害状況が確認できる印刷した写真、印鑑

【問い合わせ】市民課生活衛生係

☎43-7207 FAX46-3450（代表）

住宅

■市営住宅の提供

【対象】災害により住宅での居住が困難になった人

【問い合わせ】整備保全課施設係

☎43-7236 FAX46-1535（代表）

■被災住宅の応急修理

【対象世帯】災害により住家が半壊など一定以上の損害を受け、そのままでは居住できない場合で、応急的に修理すれば居住可能であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない人（所得要件があります）

【対象工事】居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な最小限度の修理

【支給限度額】1世帯当たり547,000円

【必要書類】り災証明書、住民票の写しなど世帯の住所地や世帯構成が確認できる証明書、印鑑

【問い合わせ】

まちづくり課建築・空家対策係

☎43-7156 FAX46-1535

■児童・生徒に対する教科書の支給

【対象】災害による浸水などにより、無くなったり、使えなくなった府中市立小・中・義務教育学校の児童・生徒の教科書

【問い合わせ】各学校

※県立学校、私立学校の場合も、それぞれの学校に問い合わせてください。

■児童・生徒に対する学用品の支給

【対象】災害により床上浸水以上の損害を受けた、府中市在住の小・中・義務教育学校、高等学校などの児童・生徒の被害を受けた文房具や通学用品

【必要書類】り災証明書

【問い合わせ】学校教育課学事係

☎43-7193 FAX45-4233

衛生管理

■災害ごみ処理手数料の減免

【対象】災害により発生した家庭から出る家財などのごみを出す場合

【必要書類】り災証明書

【問い合わせ】環境整備課庶務管理係

☎43-9222 FAX43-9223

■消毒液の配布

【対象】災害により床上や床下浸水の損害を受けた人

【問い合わせ】

健康医療課元気づくり係

☎47-1310 FAX47-1320

健康医療課医療保険係

☎43-7137 FAX46-3450（代表）

健康医療課健康づくり係

☎62-2231 FAX62-4564

上下支所総務係

☎62-2111 FAX62-4038

支援制度の内容は、随時更新しています。最新の情報は、市のホームページで確認してください。

府中市ホームページ

